

輸出促進に向けた緊急対策のうち
日本食魅力発信輸出促進緊急対策事業【3億円】

海外メディアの活用やメディアと連携した料理講習会等の品目横断的なプロモーションによる日本食魅力発信、海外消費者の意識購買行動実態調査・分析等の実施。

《主な事業内容》

- 海外メディアを活用することで広範な消費者の日本食材への関心を喚起
- 品目別の取組とメディア活動を連動させた料理講習会等プロモーション活動
- 海外消費者の意識購買行動実態調査・分析等の実施



農畜産物輸出拡大施設整備事業【43億円】

輸出先国が求める衛生基準等を満たす施設や輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保に資する施設等の整備を支援。

《主な事業内容》

- 高度な衛生基準を満たすHACCP対応の施設の整備
- コールドチェーンシステムの確保に資する低温保管施設の整備
- 輸出先国のニーズに対応した加工処理施設の整備



HACCP対応することにより
輸出先の衛生基準に対応



低温管理することにより
コールドチェーンシステムを確立

日本発食品安全管理規格策定推進緊急調査事業【0.1億円】

国際的な取引に通用する日本発の食品安全管理規格・認証スキーム等の策定を推進するための緊急調査等を実施。

《主な事業内容》

1. 規格・認証スキーム、ガイドライン等の具体的ニーズの調査
2. 規格、ガイドライン等の普及、活用のための調査



外食産業等と連携した需要拡大対策事業

【3,600百万円】

対策のポイント

国産農林水産物の需要フロンティアの開拓を図るため、産地と外食産業等の連携により、国産農林水産物を活用した新商品の開発やそれに必要な技術開発等を支援します。

<背景/課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、国産農林水産物の競争力を強化し、需要フロンティアの開拓を図ることにより、攻めの農林水産業を推進する必要があります。
- ・近年、安全・安心な国産農林水産物を原材料とすることにより、商品の高付加価値化・差別化を図ろうとするレストランや小売店、食品製造業者等が増加してきており、産地としては、こうした需要に対応した原材料の安定供給が求められています。

政策目標

国産農林水産物の使用量が5年間で10%増加

<主な内容>

1. 生産者と外食産業等との連携体制の構築等

国産農林水産物を活用した新商品の開発やそれに必要な技術開発等を推進するため、生産者等と、外食・中食・加工業者とを結び付けるマッチング会の開催、2による新商品やそれに必要な機械の開発等に当たっての技術指導の取組等を支援します。

2. 産地と複数年契約を締結する外食産業等による新商品の開発や販路開拓の推進

(1) 新商品の開発・試作

国産農林水産物を活用した新商品の開発のためのニーズ調査、新商品の開発に必要な試作費等を支援します。

(2) 新商品の開発等に必要な技術開発等

国産農林水産物を活用した新商品の開発等に必要な機械等の開発・改良等を支援します。

(3) 新商品のプロモーション

国産農林水産物を活用した新商品の試食会等のプロモーションイベントの開催を支援します。

(4) 原料原産地表示の促進

国産農林水産物を活用した新商品に対する効果的な原料原産地表示の検討等を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕
〔事業実施主体：民間団体〕

お問い合わせ先：

生産局園芸作物課園芸流通加工対策室（青果物）	(03-3501-4096)
生産局地域対策官（茶等工芸農作物）	(03-6744-2117)
生産局牛乳乳製品課（牛乳乳製品）	(03-3502-5987)
生産局食肉鶏卵課（牛肉等）	(03-3502-5989)
政策統括官穀物課（穀類）	(03-6744-1392)
政策統括官貿易業務課（麦類）	(03-6744-9531)
政策統括官地域作物課（いも類）	(03-6744-2115)
林野庁経営課（特用林産物）	(03-3502-8059)
水産庁加工流通課（水産物）	(03-6744-2350)

外食産業等と連携した需要拡大対策事業

【平成27年度補正予算:3,600百万円】

国産農林水産物の需要フロンティアの開拓を図るため、産地と複数年契約を締結する民間企業(外食・中食・加工業者)に対し、国産農林水産物を活用した新商品の開発やそれに必要な技術開発等を支援。

事業スキーム

事業実施主体:民間団体

<事業の主な内容>

生産者等と外食産業等の連携体制の構築等

事業実施者:民間企業等
(外食・中食・加工業者)

<対象品目>

- ・農産物(青果物、茶、いも類、穀類、砂糖等)
- ・畜産物(牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、畜産副産物、牛乳乳製品)
- ・特用林産物(きのこ類、山菜等)
- ・水産物

原材料の安定供給(複数年契約を締結)

<事業の主な内容>

- ・新商品の開発・試作
- ・新商品の開発等に必要な機械等の開発・改良
- ・新商品のプロモーション
- ・原料原産地表示の促進

産地(生産者、生産者団体等)

輸入品に対する競争力を強化し、国産農林水産物の需要を拡大!

国産農林水産物を活用した新商品開発の事例

産地直送や旬にこだわった国産果実を使った季節のパフェを提供



豆、小麦、砂糖、卵など原料を国産にこだわったどらやきを販売



歩留まりが良く、安全性の高い熟成肉を製造するための微生物の有用性の検証や熟成技術を開発



地元外食企業が開発したいけ料理を提供



小型のさんまを使った頭や骨まで食べられる干物を開発し販売



農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業

【400百万円】

対策のポイント

訪日外国人による農林水産物の購入等の新たな需要を創出するための農山漁村における受入体制づくりを支援します。

<背景／課題>

- ・平成26年の訪日外国人旅行者数は約1,341万人にまで急増しています。また同年、日本を訪れた外国人による旅行消費額は、2兆278億円に達しています。
- ・地産地消による地域の収益力強化に加え、今後、更なる増加が見込まれる訪日外国人旅行者を農山漁村に呼び込み、訪日外国人による農林水産物の購入等の増大を図るための受入体制を構築し、海外における日本の食関連事業の展開につながるといった好循環を形成していくことが重要です。

政策目標

- 改修等を行った施設の販売額を40%以上向上
- 改修等を行った施設における外国人旅行者に対する販売額を10%以上向上

<主な内容>

1. 訪日外国人の農林水産物購入を促進する環境構築

広域観光周遊ルート*上の農山漁村地域において、訪日外国人による農林水産物の購入促進等を図るため、輸出戦略の策定や、販売施設におけるWi-Fi環境構築や多言語標示板の設置など、外国人が農林水産物を購入しやすい環境構築を支援します。

※ 広域観光周遊ルートは、訪日外国人旅行者の滞在日数に合わせた周遊ルートを形成することで、訪日外国人旅行者の周遊の促進による地域の活性化を図ることを目的とし、平成27年6月に国土交通大臣が7ルートを認定している。

（補助率：定額
事業実施主体：市町村、民間団体 等）

2. 施設改修整備

広域観光周遊ルート上の農山漁村地域において、訪日外国人による農林水産物の購入促進等を図るため、外国人の農林水産物購入促進のために必要な農産物直売所等の施設改修等を支援します。

（補助率：1/2
事業実施主体：市町村）

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）]